

別記様式第1号(第四関係)

あづみのしのおそんちくかつせいかけいかく  
安曇野市農村地区活性化計画

長野県・安曇野市

平成27年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	安曇野市農村地区活性化計画		
都道府県名	長野県	市町村名	安曇野市
		地区名(※1)	安曇野市農村地区
		計画期間(※2)	平成27年度～平成30年度

<p><b>目 標</b> : (※3)</p> <p>安曇野市農村地区では、水稲、りんご、玉葱などの農産物の生産が盛んな農業地域であるが、農業従事者の高齢化、後継者不足等が進むなどの影響により地域活力が低下してきていることから、農業振興の推進及び地域間交流の促進を図り、農村地域を活性化するため、地域間交流拠点の整備を行う。また、安曇野市農村地区内には、地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の建設が計画されており、当地区を単なる通過点にしないためには、大型農産物提供施設を早期に建設することが必須である。</p> <p>また、農林漁業体験施設を整備することにより、都市部の住民に対し農業体験の機会を提供し、安曇野への宿泊及び滞在を促進することにより、交流人口の増加による農業振興並びに地域全体の活性化を図る。</p> <p>安曇野市農村地区において交流人口が創出され、農業振興並びに地域活性化が図られることを目指すが、当該施設が安曇野市全域の交流人口創出への玄関口としての機能を果たし、当該施設を訪れた人々が安曇野市全域に回遊していくことを想定するため、具体的な数値目標には、計画期間における安曇野市内農畜産物提供施設の市外からの利用客数を交流人口と定義し、その増加を設定する。</p> <p>計画期間前H23～H26年度の入込客数(現況)2,304,394人          計画期間内H27～H30年度の入込客数(目標)2,838,497人</p> <p>※現況:安曇野市農業・農村振興基本計画「参考資料」並びに安曇野市農林部農政課マーケティング係調査結果より算定          ※目標:当該地区における商圈並びに既存直売所実績及び安曇野市農家民泊受付実績等を基礎とし、推計により算定          ※一覧表並びに算出方法は、事業別概要のⅠ事業活用活性化計画目標によります。</p>
---

<p><b>目標設定の考え方</b></p> <p><b>地区の概要:</b></p> <p>安曇野市は、長野県の中部に位置し、西に北アルプスがあり、犀川が南北に貫流する、自然環境に恵まれた田園産業都市である。気温の差が大きく降雨量が少ないなど、典型的な内陸性気候を示し、年間を通じて晴天率が高く、日照時間も長い。</p> <p>このような恵まれた自然環境のもと、古くから農業を基幹産業として発展してきた。市域の平坦部は県下有数の稲作地帯を形成し、西山山麓の三郷地区では昼夜の寒暖差を活かしたりんごの栽培が盛んである。昼夜の寒暖差はりんごの発色を良くするなど、農産物の高品質化に寄与している。また、冷涼な気候による病害虫の発生の少なさを活かし、低農薬・無農薬による生産が行われるなど、安心・安全な農業への取り組みが進んでいる。</p> <p>また近年は、長野自動車道などの高速交通網が整備され、県内各地からのアクセスは勿論のこと、首都圏や中京圏からも日帰りできる範囲となっている。この高速交通網を活かし、産業振興や都市間交流に向けた施設整備が必要となってきている。</p> <p><b>現状と課題</b></p> <p>安曇野市では、平成17年の合併以来、平成20年の97,101人をピークとして人口が減少してきている。また高齢化率も28.2%と進んできている。さらには昨今の農産物価格の低迷、農業資材や燃料費の高騰、中山間部を中心とした野生鳥獣被害の拡大などが相まって、農業離れが進み、耕作放棄地の増加などにもつながっている。</p> <p>このため、地区住民の多くが従事する農業の振興が必要不可欠であり、生業としての「稼ぐ農業」と、高齢者などの暮らしの営みの一部としての「生きがいとしての農業」の両面からの農業振興が課題となっている。特に単価が下がっている米から他の作物への転作をすすめる事が課題である。また、大きな課題としてその販路の開拓があげられる。</p> <p><b>今後の展開方向等(※4)</b></p> <p>「稼ぐ農業」の振興のために、新たな販路の提供、高品質で安心安全な農産物のPR、規格外商品の活用などを図るとともに、「生きがいとしての農業」の支援のために、子育て世代の女性や、高齢者などに気軽に農業を体験できる機会の提供を図ることが必要である。</p> <p>また、これには、安曇野市農村地区が長野自動車道が通るという位置的優位性を活かすことが有効である。</p> <p>このことから、同地区に地域間交流拠点の整備と、農林漁業体験施設の整備を行い、交流人口の創出を図ることで、農業の振興及びに地域の活性化を果たしていく。</p>
---

**【記入要領】**

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
安曇野市	安曇野市農村地区	地域資源活用総合交流促進施設(受入機能強化施設)	あづみ農業協同組合	有	ハ	
安曇野市	安曇野市農村地区	農林漁業体験施設	あづみ農業協同組合	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

安曇野市農村地区(長野県安曇野市)	区域面積(※2)	19,287ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 安曇野市農村地区の総面積は19,287haであり、そのうち農林地の面積は15,397haで、79.8%を占める。 また、本地区を含む安曇野市全域の就業人口(49,401人)に対して、農林漁業従事者数(4,281人)の割合は8.7%となっている。		
②法第3条第2号関係: 本地区を含む安曇野市全域の人口は、直近5か年で845人減少し、減少率は0.87%であるが、高齢化率は、直近5か年で24.6%から28.2%と大きく増加しており、近年、本地区の活力の低下が懸念されている。このようなことから、交通の要衝にある位置的優位性を活かした地域間交流拠点及び農林漁業体験施設を整備することにより、「稼ぐ農業」はもとより、「生きがいとしての農業」による農産物の販売等が促進されること、都市部からの農業体験者の受け入れ等地域の活力の向上に結び付く取組みとなることが期待される。		
③法第3条第3号関係: 本計画区域は、都市計画法に基づく市街化区域や用途地域は含まない。		

#### 【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

##### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画期間終了後は、安曇野市農政課において調査される農畜産物直売所利用客数を用いて実績を確認するとともに、安曇野市農業再生協議会(安曇野市、あづみ農業協同組合等で構成)および、安曇野市直売所連絡協議会(安曇野市、あづみ農業協同組合、市内農畜産物直売所等で構成)に対して意見を求め、市が目標達成状況を検証・評価を行う。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
  - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。